

### 33. 資金決済法（1）

<p>資金決済に関する法律第二十條第一項に基づく 前払式支払手段の払戻しのお知らせ</p> <p>平成〇〇年〇月〇〇日に取扱いを終了した、当社発行の前払式支払手段について、左記の通り未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内に申し出をお願いいたします。</p> <p>記</p> <p>払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号 〇〇株式会社</p> <p>払戻しに係る前払式支払手段の種類 プリペイドカード「〇〇カード」</p> <p>販売額・五〇〇〇円（表示五〇〇〇）、一、〇〇〇円 （表示一、〇〇〇〇）</p> <p>三、〇〇〇円（表示三、〇〇〇）、五、〇〇〇円 （表示五、〇〇〇〇）</p> <p>払戻しの申出期間 平成〇〇年〇月〇〇日（〇曜日）から平成〇〇年〇月〇〇日（〇曜日）まで</p> <p>※当該申出期間内に申し出いただかなかった場合は、当該払戻しの手続から除外されますので、ご注意ください。</p> <p>払戻しに関する問い合わせ先 〇〇お客様サービスセンター 電話・〇三（〇〇〇〇）〇〇〇〇 （十時～十七時、年末年始を除く）</p> <p>平成〇〇年〇月〇〇日</p> <p>東京都〇〇〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号 〇〇株式会社</p>
---

資金決済法／2段×10.4cm／全国版：1,289,600円